

# 介護保険 お知らせ便

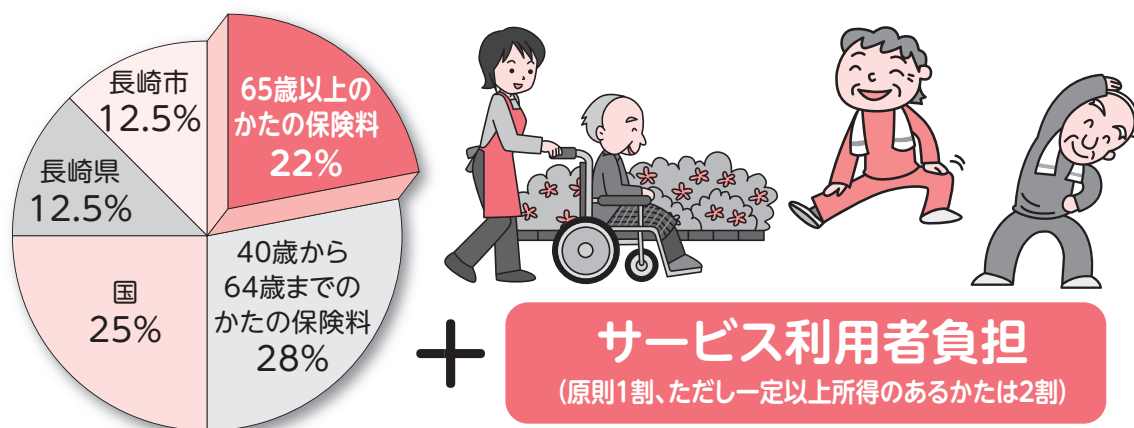
介護保険は、お住まいの市区町村が運営し、高齢者のかたが介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう社会みんなで支援する制度です。

今回の「介護保険 お知らせ便」は、介護保険制度のしくみをはじめ、今年見直された保険料や介護サービスの利用についてお知らせいたします。

## 介護保険のしくみについて

- 40歳以上のかたは介護保険の被保険者となり、65歳以上のかたが第1号被保険者、40歳から64歳までのかたが第2号被保険者となります。
- 保険料は3年ごとに見直され、被保険者は加入者として保険料を納めます。
- 介護が必要になった時には、要介護認定を申請し、費用の一部（原則1割、ただし一定以上所得のあるかたは2割）を支払って介護サービスを利用します。
- 介護サービスにかかる費用は、下記の円グラフで示した財源割合で賄われています。

## 介護保険の財源



## 介護保険制度説明会のお知らせ

長崎市では、介護保険制度のご理解を深めていただくために、説明会を開催しています。日程や場所につきましては、広報ながさき及び長崎市ホームページに掲載しています。ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

この「介護保険 お知らせ便」に関するお問い合わせ先

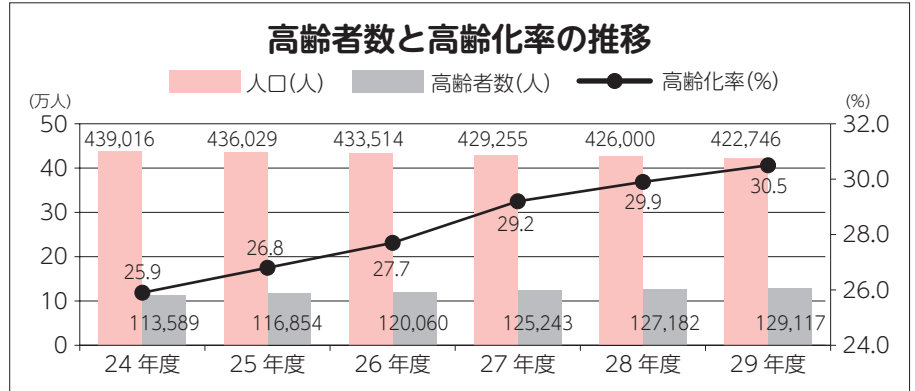
長崎市介護保険課 ☎ 095 - 829 - 1163

# 介護保険に関する長崎市の状況

長崎市の高齢者数や認定者数、介護サービスの利用状況は次のグラフのとおり毎年増加しています。長崎市では、平成27年度から平成29年度までの「第6期介護保険事業計画」を策定し、3年間の見込み数を算出しています。

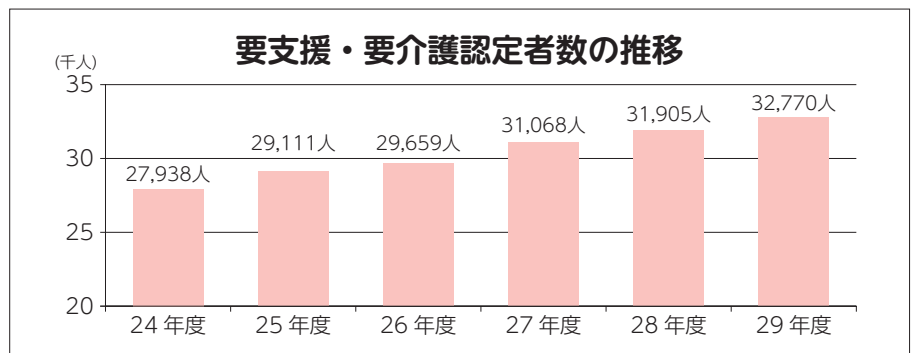
## 長崎市の高齢者数と高齢化率

平成24年度から平成29年度までに、65歳以上の高齢者数は15,528人(13.7%)の増、高齢化率は4.6ポイントの増と見込んでいます。



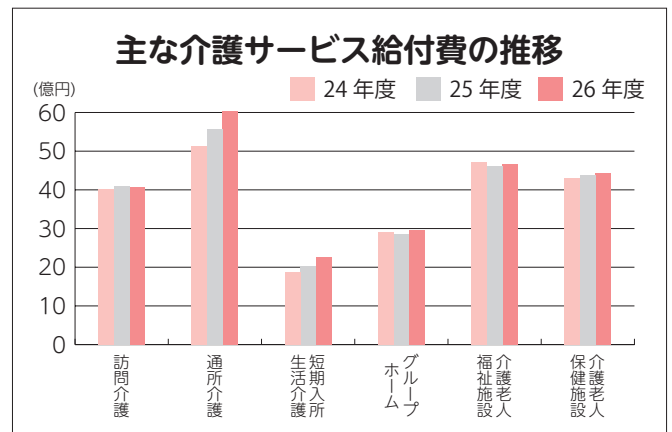
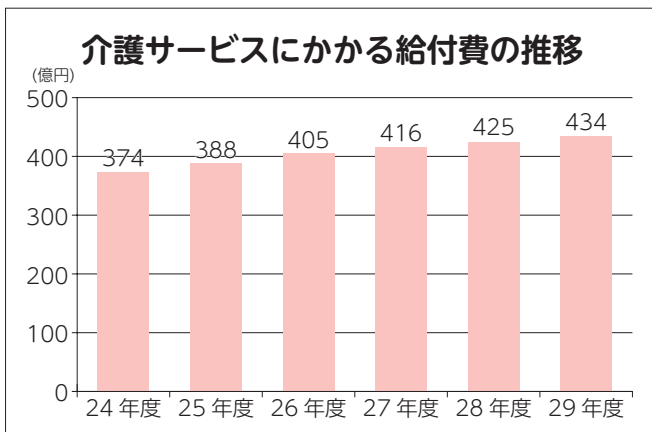
## 長崎市の要支援・要介護認定者数

平成24年度から平成29年度までに、認定者数は4,832人(17.3%)の増となることが見込まれています。



## 介護サービスの利用状況

介護サービスの給付費は毎年増加傾向にあります。介護サービスにおいては特に通所介護、短期入所生活介護などのサービスが伸びています。長崎市では、高齢者のかたがでできる限り寝たきりなどの要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化することがないように「介護予防事業」に取り組んでいます。



## 介護予防訪問介護・通所介護を利用されている要支援者の方々へ

介護保険制度の見直しにより、介護予防訪問介護・通所介護が、長崎市が行う事業(介護予防・日常生活支援総合事業)へ移行しますが、平成29年3月までは、これまでどおり、介護予防サービス計画に基づき利用することができます。

# 介護保険料（平成27年度～平成29年度）が決まりました

## 介護保険料を改定しました

65歳以上のかたの保険料は、介護サービスの必要量に応じて3年ごとに見直されることになっています。今回の改定で、平成27年度から平成29年度の保険料が決まりました。基準額の改定率は10.8%の増で、これまでの7段階から9段階に細分化しました。所得段階別の保険料は下表のとおりです。年間保険料の金額と納め方は、6月中旬にお届けする納入通知書などで詳しくお知らせします。

## 介護保険料改定増の主な理由

保険料改定増の主な理由は、高齢化による要介護認定を受けるかたの人数の増加や介護サービスの給付費の増加があげられます。（詳しくは2ページをご参照ください。）

なお、長崎市では介護保険財政調整基金を取り崩すことにより、保険料の上昇を抑制しています。

## 介護保険料の基準額とは…

65歳以上のかたの保険料の基準額は、所得段階別の保険料のもとになるもので、次のような算定式で設定します。

$$\frac{\text{長崎市の介護サービスに必要な費用の22\%}^{*1}}{\text{長崎市の65歳以上のかたの人数}} = \text{保険料の基準額 (年額73,000円)}$$

※1 国の政策により第1号被保険者の負担割合が21%から22%に引き上げられました。

## 所得段階別の介護保険料

介護保険料の基準額をもとに、毎年度の初日（4月1日）の世帯の市町村民税の課税状況と被保険者のかたの前年中の所得に応じて段階的に保険料が決められます。

| 所得段階         | 対象者   | 計算方法     | 年間保険料    |
|--------------|---|----------|----------|
| 第1段階         | 生活保護を受給されているかた<br>老齢福祉年金を受給されているかたで世帯全員が市町村民税非課税のかた<br>本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた | 基準額×0.45 | 32,800円  |
| 第2段階         | 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下のかた  | 基準額×0.75 | 54,700円  |
| 第3段階         | 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超えるかた  | 基準額×0.75 | 54,700円  |
| 第4段階         | 本人が市町村民税非課税で世帯の誰かに市町村民税が課税されているかたで、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた  | 基準額×0.91 | 66,400円  |
| 第5段階<br>(基準) | 本人が市町村民税非課税で世帯の誰かに市町村民税が課税されているかたで、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた   | 基準額      | 73,000円  |
| 第6段階         | 本人が市町村民税課税で前年中の合計所得金額が125万円未満のかた  | 基準額×1.16 | 84,600円  |
| 第7段階         | 本人が市町村民税課税で前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた   | 基準額×1.25 | 91,200円  |
| 第8段階         | 本人が市町村民税課税で前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた   | 基準額×1.5  | 109,500円 |
| 第9段階         | 本人が市町村民税課税で前年中の合計所得金額が300万円以上のかた  | 基準額×1.75 | 127,700円 |

※「合計所得金額」とは、年金収入のみのかたの場合、年金収入額から公的年金控除額を差し引いた金額です。

# 介護サービス利用にかかる制度見直しについて

65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上のかたは介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります。

平成27年  
8月から

## 【2割負担となるかた】

本人の合計所得金額が160万円以上のかた。

ただし、市民税非課税者、生活保護受給者、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）のかたが2人以上いる世帯で346万円未満のかたは1割負担のままとなります。

## 【負担割合証】

利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。（認定を受けているかたのみ）

有効期限：1年間（8月1日～翌年7月31日）

負担割合  
(1割または2割)が  
記載されます

※利用者の負担額には1か月の上限額(高額サービス費)がありますので、自己負担が1割から2割になった全員の負担が2倍になるわけではありません。

| 介護保険負担割合証        |                   |          |       |       |       |
|------------------|-------------------|----------|-------|-------|-------|
| 交付年月日 年 月 日      |                   |          |       |       |       |
| 被<br>保<br>険<br>者 | 番 号               |          |       |       |       |
|                  | 住 所               |          |       |       |       |
|                  | フリガナ              |          |       |       |       |
|                  | 氏 名               |          |       |       |       |
|                  | 生年月日              | 明治・大正・昭和 | 年 月 日 | 性別    | 男・女   |
|                  | 利用者負担の割合          | 適 用 期 間  |       |       |       |
|                  | 割                 | 開始年月日    | 平成    | 年 月 日 | 終了年月日 |
|                  | 割                 | 開始年月日    | 平成    | 年 月 日 | 終了年月日 |
|                  | 保険者番号並びに保険者の名称及び印 |          |       |       |       |

## 高額介護サービス費の上限額が引き上げられます。

平成27年  
8月から

同じ月に利用したサービスの自己負担（1割または2割）の合計額が高額になり、決められた限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

医療保険制度における現役並み所得者に相当するかた※1は高額介護サービス費の自己負担額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。

なお、給付を受けるためには、市への申請が必要です。申請は初回のみで済みます。

自己負担の限度額（月額）平成27年7月まで

| 区 分  | 限度額          |
|--|--------------|
| 市民税課税世帯のかた   | 3万7,200円     |
| 市民税非課税世帯のかた<br>前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超えるかた                | 2万4,600円     |
| 市民税非課税世帯のかた<br>・老齢福祉年金受給のかた<br>・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた | 2万4,600円（世帯） |
|  | 1万5,000円（個人） |
| 生活保護の受給者のかた  | 1万5,000円     |

自己負担の限度額（月額）平成27年8月から

| 区 分                     | 限度額      |
|-------------------------|----------|
| 医療保険制度における現役並み所得相当のかた※1 | 4万4,400円 |
| 市民税課税世帯のかた              | 3万7,200円 |

※1 同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上のかたがいるかた。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、2人以上世帯で収入の合計が520万円未満の場合は「市民税課税世帯のかた」と同様の限度額になります。

## 介護老人福祉施設の新規入所者は原則要介護3以上のかたになりました。

平成27年4月から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規に入所できるのは、原則として、要介護3以上のかたとなりました。

※要介護1・2のかたもやむを得ない理由があるなど、一定の要件を満たせば入所できます。